

入札公告 (郵便入札方式)

栄養士免許等関係事務に係る労働者派遣業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和8年2月27日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

- ア 件名 栄養士免許等関係事務に係る労働者派遣業務
- イ 数量 業務従事予定時間数 587.5時間

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

福島県庁西庁舎7階（福島県福島市杉妻町2番16号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、3に規定する資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 福島県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60

年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第5条第1項による許可を得ている者であること。

- (6) 福島県内に本社又は営業所等を有し、かつ、当該契約に係る労働者の派遣に迅速かつ確実に対応できる体制を整えている者であること。
- (7) この公告の日から過去5年以内において、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人の申請受理業務(申請内容確認・データ入力・文書作成・印刷等をいう。)について、当該事務処理業務に係る労働者を派遣し、又は当該業務に係る請負について受託した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会による「プライバシーマーク」の付与もしくはその他個人情報又は情報資産の取扱いが適切であることについて第三者機関の認定等を取得している者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に必要書類を添付して提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和8年3月11日(水)午後5時必着
- (2) 提出場所 〒960-8670
福島県福島市杉妻町2番16号
福島県 保健福祉部 健康づくり推進課(福島県庁西庁舎7階)
- (3) 提出方法 郵送(メール便その他これに類する方法を含む。)による。

4 入札説明書等の配付

(1) 場所

3に掲げる場所に同じ。

なお、入札説明書の交付は福島県 保健福祉部 健康づくり推進課ホームページにおいて公開する。

(2) 期間

公告の日から令和8年3月9日(月)

5 入札書の提出期限及び開札の日時及び場所

(1) 入札書の提出期限

令和8年3月24日(火)午後5時必着

(2) 開札の日時及び場所

日 時 令和8年3月25日(水)午前9時00分
場 所 福島県 保健福祉部 健康づくり推進課内

(3) 入札書の提出方法

入札書は書留郵便により郵送する。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額に上記1の(1)のイの業務従事予定時間数を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部または一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約単価に上記1の(1)のイの業務従事予定時間数を乗じて得た金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札の無効

上記2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 入札の効力

本件入札は、令和8年度福島県当初予算が可決され、令和8年4月1日以降で令和8年度福島県当初予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

なお、このことにより入札者において損害が生じた場合にあっては、県においてはその損害について一切負担しないものとする。

9 その他

(1) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

入札金額が予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は、入札説明書による。なお、この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県保健福祉部健康づくり推進課から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 本公告に関する問合せ先

郵便番号 960-8670

福島市杉妻町2番16号

福島県 保健福祉部 健康づくり推進課 (担当: 佐藤)

電 話 024-521-7236 (直通)

ファクス 024-521-2191

電子メール kenko-zukuri@pref.fukushima.lg.jp